

京都市上下水道局告示第7号

京都市指定給水装置工事事業者規程第8条第2号の規定に基づき、下記の京都市指定給水装置工事事業者の指定を取り消したので、同規程第10条第3号の規定に基づき告示します。

平成29年4月19日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 山添 洋司

1 取消業者

京都府亀岡市篠町篠空殿林21番地
有限会社西崎設備
代表取締役 西崎 吉文

2 取消年月日

平成29年4月19日

(上下水道局水道部給水課)